日本地震工学会 会 員 各 位

一般社団法人日本地震工学会 会 長 川 島 一 彦

一般社団法人日本地震工学会 臨時社員総会開催

一般社団法人日本地震工学会定款第3章第15条3項(1)による、臨時社員総会を開催します。

記

日時: 2012年11月9日(金)11:30~12:30

場所:東京・国立オリンピック記念青少年総合センター(東京都渋谷区代々木神園町

3-1) センター棟 セー501 号室

http://nyc.niye.go.jp/facilities/d7.html

- 1. 開会(5分)
- 2. 会長挨拶(10分)
- 3. 議案

第1号議案 公益社団法人化を踏まえた定款の改定案(25分)

【議案の概要】

2012 年 5 月 24 日に開催された一般社団法人日本地震工学会第 3 回社員総会 "第 8 号議案公益社団法人への移行について"で、決議された公益社団法人化への移行申請を公益社団法人化推進委員会と事務局を中心に進めている最中です。移行申請時には、公益社団法人としての定款を申請書類とともに提出する必要があり、"一般社団法人日本地震工学会定款"を改定した"公益社団法人日本地震工学会定款案"を作成しましたので、公益社団法人化が認可された場合の定款としてよいかを審議し決議していただきたいと思います。

第2号議案 第1号議案における定款改定案の今後の修正とその承認を理事会に一任 していただくことについて (15分)

【議案の概要】

第1号議案で審議していただく"公益社団法人日本地震工学会定款案"は、移行申請後には、内閣府公益認定等委員会の指導によって数々の修正事項が出てくると予想されます。定款の変更にともない関連する規則と規程も変更されることになります。「定款の変更」と「重要な規則の設定および変更」は、社員総会の決議事項ですが、修正の度に臨時社員総会を開催することは無理な状況にあります。そのため、本臨時社員総会後から公益社団法人化の認可が下りるまでの「定款の変更」と「重要な規則の設定および変更」を、公益社団法人化推進委員会と理事会に一任させていただきたいと思います。4. 閉会(5分)